

島根県西部・石見地域へ送客する
旅行商品造成を支援します！

旅行会社のみなさまへ

冬季石見誘客助成事業補助金制度のご案内

石見観光振興協議会では、冬季石見地域への観光客の誘致拡大を目的として、石見地域へ送客する団体旅行商品を造成する旅行事業者等に対して補助金を交付します。

◎対象事業者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

◎対象事業

次の要件をすべて満たす旅行とします。

- (1) 団体向け「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」であること。
- (2) 石見地域外を出発する旅行であること
- (3) 石見地域内での宿泊1泊以上と石見地域内の観光施設等1ヶ所以上に立寄りすること
- (4) 1団体の構成人数が20名以上であること
- (5) 旅行実施期間が平成27年12月1日から平成28年3月13日の間であること
- (6) 対象とする旅行商品に対し、島根県及び公益社団法人島根県観光連盟、石見観光振興協議会から他の補助金を受けていないこと

◎対象事業費及び補助金の額

- (1) 対象事業を2回以上設定し広報した場合、広報費実費を助成します（上限5万円）
- (2) 対象事業が2回以上催行された場合、5万円を助成します
（例）募集型企画旅行で上記の（1）（2）を実施した場合
5万+5万=10万円を助成します
（例）受注型企画旅行で上記の（2）を実施した場合
5万円を助成します

※（1）、（2）いずれか単独でも利用が可能です

※1事業所あたりの補助限度額は10万円です

◎申請受付 平成28年3月13日まで（補助金額合計が予算額に達し次第受付終了）

◎参考資料 補助金交付要綱、申請様式等は、WEB「なつかしの国石見」に掲載しています
詳しくは「なつかしの国石見」で検索

なつかしの国石見

検索

<お問い合わせ>

石見観光振興協議会（島根県西部県民センター商工労政事務所） 担当：小寺

〒697-0041 島根県浜田市片庭町254

TEL 0855-29-5647 / FAX 0855-22-5306

E-mail seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp